



Title	スポーツを通じた青少年教育：ボスニア・ヘルツェゴビナにおける活動事例から
Author(s)	岡田, 千あき
Citation	大阪外国語大学論集. 2006, 32, p. 1-26
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/79961
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

スポーツを通じた青少年教育 —ボスニア・ヘルツェゴビナにおける活動事例から—

岡 田 千あき

Youth Education through Sports —A Case Example in Bosnia-Herzegovina—

OKADA Chiaki

The necessity of proper nurturing and empowerment of youth is clearly unquestionable in the recent world with the intensification of global problems such as poverty, conflicts between nations and ideologies and environmental catastrophes. Youth, of course, should be one of the main actors to develop society. However, they sometimes become the ringleaders who cause and expand various problems to make their society unstable especially in the areas of post-conflict, severe poverty and high unemployment rates among others.

This research is aiming at the verification of the examples of youth educational programs which actually operated in the project sites. In Chapter 1, I define the word "Youth" and "Youth Education" in this research firstly, and then verify the characteristics and backgrounds of some youth problems especially focusing on the "Youth at risk". In Chapter 2, I chose "Sports" as one of the effective educational tools for youth and seek for some special properties to contribute to the improvement of communication skills at different levels. In Chapter 3, I adopt a case example of "Youth Education through Sports in Bosnia-Herzegovina" based on the result of the investigation executed in 2004.

The necessity of youth education should be more fully recognized in the light of the fact that some organizations, especially UN related, have started to expand youth education. Along with such cultural factors as music, art and drama, the importance of sports as an educational tool should be examined.

はじめに

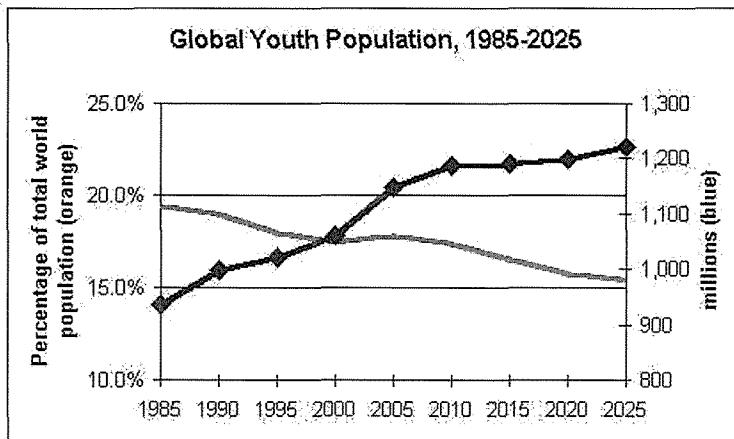
貧困、紛争、環境問題等が山積みになっている現在の世界において、次世代を担う青少年の健全な育成とエンパワメントの必要性は明白である。一方で、開発途上国における教育開発全体を考える際には、基礎教育を含む初等教育や直接的な経済開発に結びつく職業訓練が重視される傾向にあり、青少年教育は初等教育終了後の中等教育あるいは、生涯教育の一部とみなされ優先順位が低い傾向にある。またここでの教育内容は、青少年教育の本来の目的に焦点が合わせられておらず、単に「青少年層に属する年齢の人々に対する教育」にすぎないのが現状である。しかし、紛争後の社会や貧困レベルの高い地域、失業者の増加による社会不安が広がる地域等では、社会開発の主要なアクターとなるべき青少年層が、種々の問題を引き起こし拡大させる張本人となる場合が散見される。そこで、本研究では「青少年教育」が目的とすべき青少年特有の問題を整理し、その教育手段の一つである「スポーツ」に焦点を当てる。例としてボスニア・ヘルツェゴビナのスポーツを通じた青少年教育事例を取り上げ、現地調査の結果から、その成果を検証する。

I 青少年の教育と諸問題

1. 青少年とは

国連が定める青少年（= Youth）の定義は、「15才～24才の人々」⁽¹⁾であり、1985年の「国際青少年の年（International Year for youth）」に定められて以降、広く国連関連機関で使用されている。図1に示すように世界の青少年人口は、1985年に9億4,100万人と全人口の19.4%を占めていたが、1995年には人口は増加するものの割合は18.0%と減少し、2025年には全人口に占める青少年人口比が15.4%まで低下すると推測されている。

図1 世界の青少年人口の推移（推定値）



出典：UN「Youth at the United Nations, Q and A」⁽²⁾

表1 青少年に関する協定、規約、勧告

世界人権宣言	1948年
人種差別撤廃条約	1965年
政治的及び市民的権利に関する国際規約	1966年
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	1966年
子供の権利条約	1979年
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約	1979年
青少年分野におけるプランニングとフォローアップのための国連ガイドライン	1985年
青少年司法運営のための国連最低基準規則（北京ルール）	1985年
発展の権利に関する宣言	1986年
自由を奪われた青少年保護のための国連規約	1990年
青少年非行防止のための国連ガイドライン（リヤドガイドライン）	1990年
環境と開発に関するリオ宣言（アジェンダ21）	1992年
ウイーン宣言及び行動計画	1993年
人口と開発に関する国際会議行動計画	1994年
世界社会開発サミットにおけるコペンハーゲン宣言と行動計画	1995年
2000年及びそれ以降のための青少年に関する世界行動計画	1995年
第4回国際女性会議行動綱領	1995年
第2回国連人間移住会議におけるハビタットアジェンダとイスタンブール宣言	1996年
世界食糧サミットにおける食糧安全保障に関するローマ宣言と行動計画	1996年
Braga青少年行動計画	1998年
青年政策及び計画に関する里斯ボン宣言	1998年
労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言	1998年
社会開発に関する特別委員会（コペンハーゲン+5）、ジェノバ	2000年
ダカール青少年エンパワメント戦略	2001年

出典：UN「Youth at the United Nations, Q and A」資料を筆者訳

表1に示すように、青少年に関する勧告や規約等の発効は1990年代に入り急増している。また、1998年に里斯ボンで開催された「第1回国連青年に関する世界閣僚会議」で提案がなされた毎年8月12日を「国際青少年デー」と定める案が、翌年の第54回国連総会で決議された。「青少年に関する世界行動計画」の前文には、「青少年は大きな社会的変革を引き起こす当人であり、受益者であり、また犠牲者である。また、総じて、既存の秩序に組み込まれようとしているが、一方ではその秩序を変革する原動力となる」という矛盾に直面している。青少年は、世界のあらゆる場所で、さまざまに異なる発展段階の国々、そしてさまざまに異なる経済社会的状況に住んでおり、社会生活への完全な参与を熱望している。

る」⁽³⁾と示されている。本行動計画は表2に示すように10の優先分野を設けている。

表2 青少年に関する世界行動計画 優先分野

- | |
|--|
| ①教育, ②雇用, ③飢餓と貧困, ④健康, ⑤環境, ⑥薬物乱用, ⑦青少年の非行, ⑧余暇活動, ⑨少女と若い女性, ⑩意思決定における青少年の完全かつ効果的な参加 |
|--|

出典：国連記事資料00/74「歴史的視点—『国際青年デー』(8月12日)」

2. 青少年教育とは

国連が定めた青少年の定義は前述のとおりであるが、本稿では「青少年」という年齢層に属する人々全般を対象とするのではなく、青少年特有とも言える諸問題を抱える人々、一般には、“Youth at risk”（危機にある若者）称される諸問題を有する青少年に対する教育活動を検証する。したがって、厳密には、青少年教育という言葉は正確でなく、「青少年が抱える諸問題の改善のための教育的アプローチ」とでも称すべきであろう。日本における青少年教育という言葉は、昭和22年施行の教育基本法では使用されていないが、表3に示す教育基本法第7条「社会教育」の部分において、青少年教育と類似する内容が示されている。その後、昭和24年に「社会教育法」が施行され、第2条「社会教育の定義」において、「この法律で『社会教育』とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう」と学校教育以外の教育活動について触れ、青少年教育の礎を作った。

表3 教育基本法 第7条「社会教育」

- | |
|--|
| 1 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。 |
| 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。 |

出典：文部科学省「教育基本法」

この社会教育の概念は、近年活発に議論がなされているノンフォーマル教育や生涯教育とも緊密に関連する。多くの開発途上国においては、初等教育を修了した後に教育を受けることができる層は限定されており、公教育への就学年数が短い傾向にある。すなわち、中等教育の一部⁽⁴⁾、日本における高等学校での教育は、公的機関、私的機関によるものを問わず青少年教育であり、15才以上の青年に対する教育活動が必然的に公教育外の教育、青少年教育に位置づけられる場合が散見される。また、開発途上国におけるノンフォーマル教育とは、国による公教育機会の質量両面での不足を補う補完的役割を果たす位置づけがなされるが⁽⁵⁾、広義には、国による公教育の機会とは別に何らかの目的を持ち、多種多

様な教育的ニーズを満たすための教育とみなすことができる。したがって、本稿における青少年教育とは、15才以上の人々に対する「青少年に多く見られる諸問題の改善を促す教育活動」と定義する。中でも非行やドラック等の地球規模の諸課題に焦点を当て、問題の特性と推測し得る背景を検証する作業が必要である。そこで次節では、日本の青少年問題に関する情報を参考に開発途上国との同様の問題への発展を試みる。

3. 青少年を取り巻く問題

1) 非行・青少年犯罪 (= Delinquency)

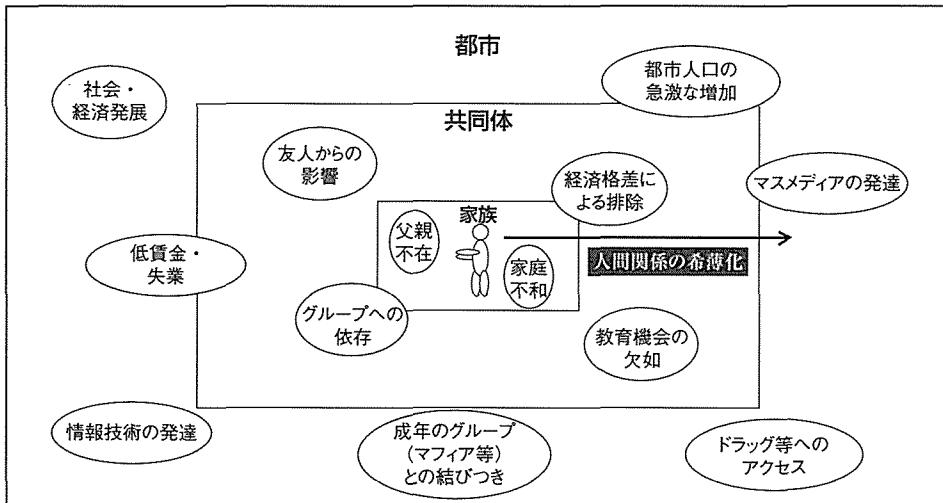
非行とは、田川の定義によると「社会的な規範に反する行為を総称する概念」⁽⁶⁾であり、具体的には、①窃盗や殺人、傷害や恐喝等の刑法に触する行為、②覚せい剤取締法違反などの特別法に触する行為、③家出や暴力団への出入り等の虞犯行為を指す。また、日本の少年法第3条では、「非行少年」を「犯罪少年」「虞犯少年」「触法少年」の3種に分類している⁽⁷⁾。「犯罪少年」とは、家庭裁判所の審判の対象となる罪を犯した14才以上20才未満の青少年のことを指し、「虞犯少年」とは、その性格・行動・環境などに照らして将来に渡って「罪を犯すおそれのある」20才未満の青少年を指す。「触法少年」とは、14才未満で罪を犯した青少年を指すが、14才未満は刑事責任を問われないため行われた行為は厳密には犯罪ではない。児童相談所での措置が優先されているため、児童相談所が必要と認めた場合のみ家庭裁判所に送致され審判が行われる。

法律上の非行・青少年犯罪は3種に分類されているが、「非行の実際的範囲」⁽⁸⁾は、①刑法に触れる犯罪、②道路交通法等刑法以外の犯罪、③虞犯または前非行、④放任少年または観護を要する少年、に分類可能である⁽⁹⁾。この分類では、罪を犯す行為のみではなく③、④も非行の一部とみなしており、すなわち少年非行は触法如何に問わらず数多く存在していることになる。現実に少年法により逮捕され拘禁される少年は、そのときの警察の捜査への熱意いかんによって変わるものであり、逮捕されること自体が偶然のことであるといえる。軽犯罪もしくは虞犯に代表される少年非行はそのときの警察の関心の持ち方⁽¹⁰⁾とも言えるのである。開発途上国では、この「虞犯や観護を要する少年」の性格が日本におけるものとは大きく異なる。道端での販売行為や物乞い、夜遊びや仕事の放棄等が、時には虞犯として取り締まりの対象にもなるのである。ここでは、保護と取締りの境界が曖昧であるために、困難な状況にあり保護の必要性が高い青少年ほど取締りの対象となる蓋然性が高いという現実が生じている。極端に言えば、困難を抱える青少年が、様々な環境要因に屈せず非行を行わなかったとしても、そのような環境にあることで非行少年のレッテルを貼られる可能性も否めない。

非行の原因には様々な要因が推測されているが、第一に経済状況（貧困）との関係を指摘せざるを得ない。これまでの研究から犯罪者に占める貧困層の割合の大きさは明白であり、経済状況に左右される生活環境、教育レベル、人間関係の構築等が非行の根源に存在する。しかし、ここで言う貧困には絶対的貧困と相対的貧困が存在し、青少年を取り巻く環境の大部分が貧困層から成り立つ開発途上国において貧困＝非行の図式は成り立つがた

い。貧しいものが非行に走るのであれば、開発途上国の多くの村は非行少年で溢れかえり、逆に豊かな日本の少年非行に関して説明がつかないからである。

図2 非行の原因となる環境要因



出典：World Youth Report 2003, Chapter 7 を参考に筆者作成

第二に、青少年を取り巻く環境及び環境の変化が挙げられる。図2では、周縁としての社会を都市と共同体に分割し、その一部としての家族を中心的に示した。青少年を取り巻く様々な環境の変化が、個々には深刻でなくとも、その複合的な結合に誘引されて非行の要因に転換するとする説は根強い。特に開発途上国では、経済や社会の発展に伴い、かつての村社会において、世代から世代に一定の変容を経ながらも受け継がれた「社会規範や価値観」の継承が困難になっている。都市における新たな人間関係は概して希薄であり、かつての共同体や集団への帰属意識は消滅しかけている。人口の集中化は不良住宅地を生む原因となり、個人の社会的連帯感を喪失させた⁽¹¹⁾のである。また、失業や低賃金での労働は慢性化しており、貧困層ほど就労形態による生活環境の変化を受けやすい。その一つとして出稼ぎ労働の増加に伴う父親不在の家庭の急増は深刻な事態である。

先進国ほどではないにしても、特に都市部において技術の進歩による生活様態の変化もめまぐるしい。例えば、携帯電話やテレビの普及により、急速に情報を得ることが可能となつた世代では、他世代との価値観や認識の隔離が生ずるのも止むを得ない。メディアの進歩は青少年の好奇心を刺激し、インターネットの普及は国を問わず麻薬等へのアクセスを容易にした。同時に、現代が情報の流通を基にした社会であるゆえの好奇心の喪失も生まれている。芹沢は、「消費社会において、私たちの欲望はいちはやく資本のシステムによって物の形に変えられてしまう。(中略)だが物がシステムのコントロール化にある以上、欲望も管理されている。このような事態に、子どもたちほど敏感に反応する。もう能動的に行いうることなどどこにもないように思えてくる。倦怠が子どもたちを襲い、その全身を包んでしまう」⁽¹²⁾と考察する。

第三に、両親や兄弟、親戚との関係を基盤とした家族の内部で生ずる種々の問題が挙げられる。石井は、「少年の犯罪や非行の背後には、親の養育態度の問題も存在する。そして養育態度の問題を生じさせる背後には、さらに社会的な病理も潜んでいるのであるが、直接的には、家庭における養育のあり方が少年犯罪の大きな要因であると見られる」⁽¹³⁾と述べており、特に両親との関係が大きな鍵を握ることは、既存の研究からも明らかである。法務省は、全国の少年院に収容されている男女のほぼ半数に対する調査を実施した結果、虐待を経験したことのある青少年は、50.3%に達したと発表した⁽¹⁴⁾。この結果から、非行や犯罪を起こした男女には、過去に家庭において何らかの虐待を受けた経験を持つ者が多い事実が浮かび上がる。絶対的強者としての親からの暴力は、自分より弱い者への暴力へと転換され、強者が弱者を力によってコントロールする構造への違和感を失わせる。振るわれた暴力の構造もまた、加害者となる場合、無意識に採用される⁽¹⁵⁾のである。その他、虐待や暴力には至らずとも親から子への一方向での力の行使も有りうる。例えば、家庭内の決まりごとに違反した際の「罰」は、それがしつけであるか、不条理な権力の行使であるかの境界が極めて曖昧である。親子の信頼関係が薄い場合には、子どもにとって教育的であるとは言い難い。親と子の関係はそこでは、自然な鏡像関係（親子であること）を離脱し、生産性至上主義社会の上下の身分関係と鏡像的になる⁽¹⁶⁾からである。

第四に、学歴や国籍（移民や混血等）、身分の差や経済格差に基づく差別やいじめ等の人間関係のねじれが挙げられる。幼児期から子どもの人格を尊重することが非行防止の核になる⁽¹⁷⁾と言われる程であり、家庭や学校、社会において人格が尊重されず他者からの排除を受けた者ほど、青年期に入ってからの反動が大きい。長期に渡る閉塞した心の状況は、自己評価の低さにつながり、被害者意識の増大と破滅への願望を生む。「突然」重大な事件を犯すという背後には、その少年が押さえつけられ、自己を発露することができないままにきたという事実が存在していることが多い⁽¹⁸⁾のである。また強弱の差はあるが、この種の傾向を持つ青少年は、集団を形成する傾向が極めて強い。様々な差別や格差によって、自らを表現する機会が十分でなかった環境から、あるグループに所属することで平等な自己実現の機会を得るのである。極端に言えば暴力は無料であるため、グループ内での力を示すために利用されるし、グループの仲間や規範への忠誠の示し方=反社会的行動となって表出するのである。集団での非行は自然発生的に生じているように見えるが、それは制度ないしシステムから落ちこぼれた者たちの、落ちこぼれたことそのことにおける共同性を表す行為なのである⁽¹⁹⁾。また、他の同じような集団が現れた場合、あるいは学校や社会における「敵」の存在によって、さらに暴力は正当化され、他者との差別化により連帯が生まれる。自分たちの「縛張り」の外のものは悪であり、うちのものは聖なる場所を悪から守るという崇高な目的を担っている。したがって、暴力は他者に正当性を示す力となるのである。

第五に、非行が現れるのは、個人差があるものの人の成長過程そのものであるとする説も存在する。リヤドガイドラインは、「青年期の一般的な社会常識や価値観に従わない態度や行動は、しばしば成熟と成長過程の一部であり、多くの人々が成年に移行する際に自

発的に消失させるものである」としており、すなわち、この種の行動の発現そのものは大きな問題ではなく、将来に渡って大人の犯罪グループに所属し、組織的犯罪の一翼を担う人材へと転換していくことが問題なのである。佐藤は、人間の成長過程において発散が必要であるこの種のエネルギーを内なる自然であるとし、「青少年期に特有の突き上げてくる衝動、あるいは『生へのボルテージ（積極性）』」⁽²⁰⁾と表した。また、青少年期は、この様な生きることへのパワーと共に、各々の性的役割を認識する時期でもある。ある調査によると青少年期の犯罪被疑者の割合は、男性が女性の12.5倍を示した⁽²¹⁾。一般的な理由として、女性の方が家族による監視の目の厳しいことや社会常識や価値観に捉われる傾向が強いことが挙げられるが、同時に青少年期における性の具現化がなされている可能性も否めない。そのため反社会的行動は、青少年男子が、男らしさを力そのものと認識し、種々の暴力の行使によって自らの男性性を確認しながら強化していく過程と言えるのである。攻撃や暴力は父権社会における男らしさや男性性の構築に重要な役割を果たし、何より男性としての権威ある状態や地位を強化し、維持することを可能とする⁽²²⁾からである。

2) 麻薬（ドラッグ）

近年の世界規模でのドラッグ使用者の急増と、常用者の低年齢化が世界的規模での深刻な課題となっている。今日、世界には約1億9千万人のドラッグ使用者があり、常習者の大半が30才以下の人々と言われている。この際の「ドラッグ」とは、いわゆる麻薬のみを指すものではなく、タバコやアルコール飲料も含む。日本においてドラッグと言えば、タバコ、アルコールは含まれていないため、混乱を避けるために本稿においては「ドラッグ」を「麻薬」あるいは「薬物」と称して論を進める。表4にその代表的なものを纏めた。

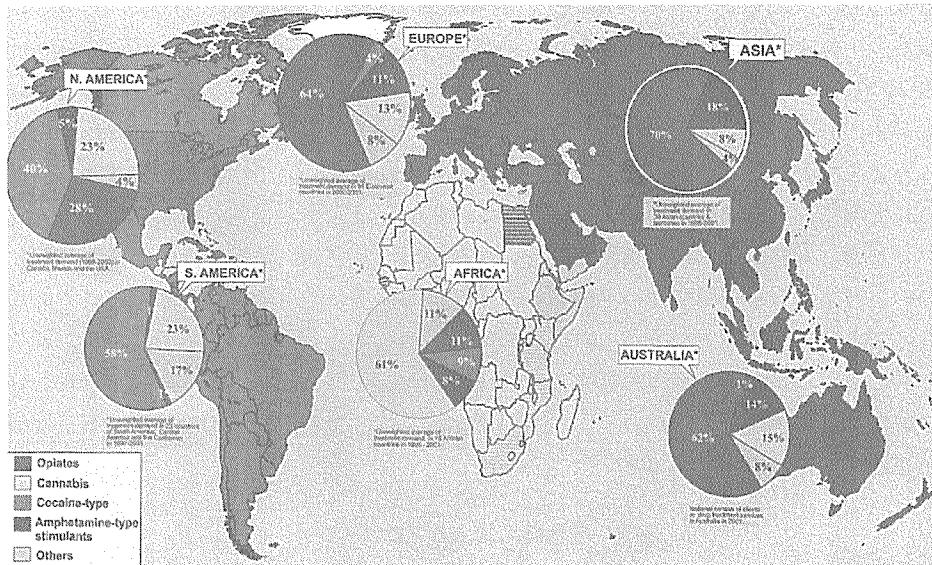
世界における不法薬物は、種類と共に流通規模も拡大を続け、今や世界の麻薬産業は、年間推定40億円市場と言われている⁽²³⁾。問題は、年齢、国境、民族、宗教、性別等を問わず、まさに無差別な拡大が続いていることである。

表4 日本における代表的な麻薬の作用と使用法、及び症状例

名称	作用	使用法	症状例
ヘロイン	抑制	注射	抑制、鎮痛、多幸感、昏睡、食欲不振、 気力減退、精神異常
モルヒネ		注射	
アヘン		吸煙	
コカイン（クラック）	興奮	吸引	多弁、被害妄想、脳出血、心臓発作
アンフェタミン		注射	爽快感、疲労感、不快感、脱力、不眠、幻覚、 妄想、被害妄想
メタンフェタミン		注射	
マリファナ（大麻）	幻覚	吸煙	幻覚、妄想、情緒異常、歩行失調
エクスタシー		経口	多幸感、不眠、精神錯乱、腎・肝障害
LSD		経口	不眠、こう鬱、視覚異常、幻覚
シンナー	幻覚 (有機溶剤)	吸引	頭痛、吐き気、幻覚、妄想、大脳萎縮
トルエン		吸引	
睡眠薬、抗不安剤	その他	経口	抑制、催眠、精神異常等（薬物により異なる）
マジックマッシュルーム		経口	幻覚、興奮、頻脈、吐き気

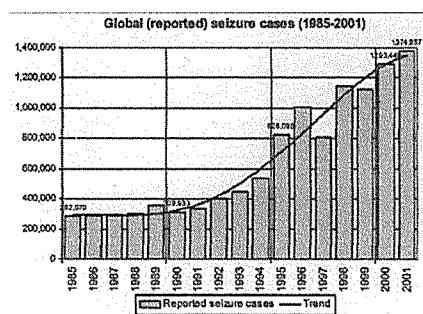
日本における麻薬とは、「麻薬及び向精神薬取締法」によって定められた物質（薬物）⁽²⁴⁾であるが、麻薬の定義は国により異なる⁽²⁵⁾。マリファナ、コカイン、ヘロイン、覚醒剤は、どこの国でも麻薬と定義されており、これらの検挙の際には死刑等の厳罰を科す国が多い。世界でもっとも広範に乱用されているのはマリファナであり、世界の人口の約2.4%の使用が推定されている。国連薬物統制計画（United Nations International Drug Control Programme: UNDCP）の調査では、女性より男性、既婚者より未婚者、地方居住者より都市居住者、成年より青少年の乱用が明らかになっている⁽²⁶⁾。特に薬物使用の若年化は加速しており、同調査において、「一度でもマリファナを使用したことがあるか」の質問に37%の青少年が「ある」と答えており、青少年の薬物使用の入口としてマリファナが一般的なことも明らかにされている。図3～図5に世界における麻薬の広がりと押収件数を示す。

図3 1990年から2003年までの地域別主要薬物（治療者数）



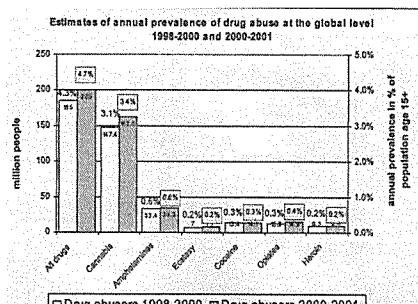
出典：UNODC「Annual Report Questionnaire Data」

図4 世界の麻薬押収件数（報告分）



出典：UNODC「Annual Report Questionnaire Data」

図5 1998～2001薬物別増加



国連は、この国家の枠組みを超えた深刻な事態に世界規模での対応を迫られている。1946年に国連経済社会理事会の下部組織として設置された麻薬委員会 (UN Commission on Narcotic Drugs: CND) には、53カ国が参加しており、薬物関連条約の履行の監視や薬物統制に関する勧告、国連経済社会理事会への助言等の国際薬物統制に関する意志決定の役割を果たしている。国際麻薬統制委員会 (International Narcotic Control Board: INCB) は、薬物関連諸条約により規制されている麻薬及び向精神薬の生産、流通及び消費を世界的視野において統制する任務を有し、関連条約に定められている必要な制限をあらゆるレベルにおいて実施し、不正取引及び乱用の防止のための諸活動を行っている。UNDCPは、1990年の総会決議45/179により、麻薬委員会の事務局である国連麻薬部 (DND)、国際麻薬統制委員会 (INCB) の事務局及び国連薬物乱用基金 (UNFDAC) を統合して設立され、薬物関連事業を遂行する国連専門機関として、薬物関連の統制や諸機関の調整、条約の履行に際して加盟国への援助を実施する等、麻薬問題を包括的に扱っている。麻薬統制に関する代表的な条約として、①1961年の「麻薬に関する単一条約 (Single Convention on Narcotic Drugs)」、②1971年の「向精神薬に関する条約 (Convention on Psychotropic Substances)」、③1988年の「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約 (UN Convention against Illicit Traffic in Narcotic Drugs and Psychotropic Substances)」の3条約が挙げられる。①は、それまでの各国・地域の条約や協定を一本化した世界共通の国際的麻薬規範として定められており、麻薬関連問題の基盤を担っている。②は、①が規制の対象としている麻薬（コカイン、大麻等）以外の薬物（覚せい剤を始め、幻覚剤、鎮痛剤、睡眠薬、精神安定剤等の主として医療現場で使用されている薬剤）の違法な乱用を統制するために定められたものである。③は、①や②が主に麻薬の使用を禁止するものであったのに対し、麻薬等の取引に対する規制の必要性の高まりを受けて、前記2つの条約によって規制されない部分の取締りを目的に定められた。①、②の薬物の原料となる植物栽培の撲滅や不正取引の禁止等が厳格に定められている。

図6 薬物乱用減少のプロセス

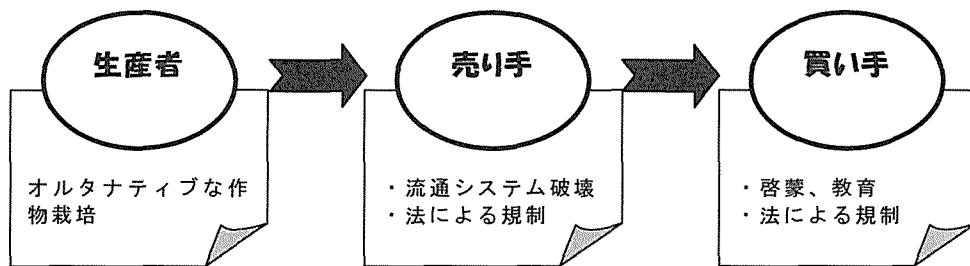


図6に示すように、麻薬の撲滅には、不正製造を行う生産者、加工業者、取引を行う売り手、使用者とあらゆるアクターに対する規制が不可欠である。また、この種の規制が国際協調の下で統一の基準とレベルを維持していなければ、拡散は広がる一方であり、規制そのものの意味が消滅してしまう恐れもある。

麻薬使用の主な動機として、①ストレスからの開放や安心、気分の高揚等の何らかの欲求を満たす、②組織や社会における所属への抵抗を示す、ことが挙げられる。これらは、成人と青少年に共通しているが、さらに青少年特有の動機として、エバンスは、①リスクを冒すことへの欲求や自主性や自立心の表現、②親や社会の権威との異なる価値観の形成、③友人関係への参加の表明、④非日常的でエキサイティングな経験、⑤好奇心の充足、を指摘している。これらは、大人の動機と似通ってはいるが微妙に異なっている。青少年は、リスクを犯すことに強気な心情を持つことが多く、一方で将来に渡る長期的な心身への悪影響には想像力が乏しい。正確な情報の把握と分析なくして、無鉄砲に犯すリスクほど、青少年にとっての価値は高いのである。この種の一定のリスクを仲間との関係の中で表現することにも意味があり、一度犯したリスクは必然的に更に高いリスクを招じる。麻薬のみならず喫煙や飲酒を重複して常用し、最悪の場合には「トライアルミックス」や「カクテル」⁽²⁷⁾と呼ばれる複数の薬物の使用にまで発展する。また、覚せい剤を始めとする注射による薬物投与は、その衛生状態や針の使い回し等の要因から肝炎やHIVウイルスの感染を急速に拡大しており、この種の「二重、三重の危険」を厭わないのも青少年特有であると言える。これらの青少年特有の気質を麻薬乱用へと誘引する社会的要因は、例えば日本では、次のように分析されている（表5）。

表5 青少年を取り巻く生活環境の変化

1. 生活水準の向上に伴い、価値観が多様化し、社会的規範の低下やサブカルチャーを容認する傾向が助長されていること。
2. 都市化現象に伴う自然環境からの隔離、社会的連帯感の希薄化、疎外感の助長、都市のもつ匿名性、享楽的風潮などが助長されていること。
3. 進学率の著しい上昇、高学歴化の進行、受験準備の大衆化にともなって、落ちこぼれる児童・生徒が続出していること。また、教師と生徒との人格的触れ合いが不足する傾向にあること。
4. 核、少子家族が一般的となり、大家族がもっていた家族の教育・養育機能が低下する傾向にあること。
5. 情報化の進展の中で、的確な判断や情報の選別力に青少年が情報の洪水（例えばアルコール飲料のコマーシャル）に押し流され、主体性を失うおそれが強くなるとともに、青少年の考え方や行動が感覚的になってしまう傾向にあること。
6. 国際化の進展の中で、海外渡航した青少年が大麻などの薬物乱用に汚染されて、その流行を持ち帰る危険性が増大していること。

出典：「薬物データベース」ホームページ

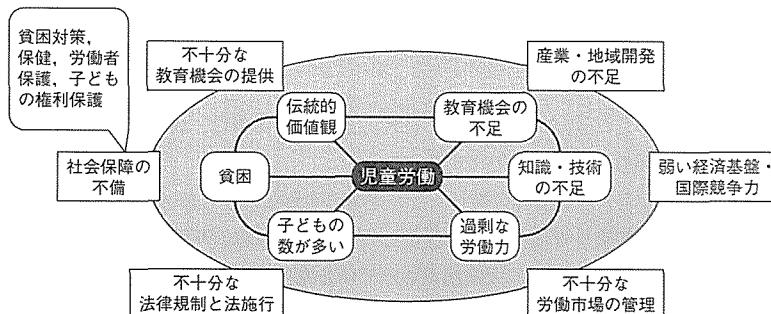
3) その他の困難な状況

国連の調査では、「困難な状況にある青少年」の数は1992年に8,000万人から、2000年には1億5,000万人と増加している。この際の「困難な状況にある青少年」とは、両親のアルコール中毒や貧困、種々の理由による家族の崩壊や家族の人数の過多、家庭内での虐

待, HIV/AIDS や紛争による両親の死等の家庭の問題を持つ者や孤児及び, これらの問題を背景に前述の非行や麻薬に依存する者, 過酷な児童労働や性産業への従事を経験した者, 児童兵として戦争に参加した者, 繼続的に虐待やいじめにあった者と様々である。ここでは特に児童労働について詳述する。

ユニセフは、「子どもの権利条約」⁽²⁸⁾ の中で, 子ども買春, ポルノ, 性的目的の子どもの人身取引などの商業的目的の搾取, 借金の抵当としての強制・債務労働, 家事手伝いという名目の労働等の有害で搾取的な児童労働の禁止を定めている。2000 年には, 「子ども売買, 子ども買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する選択議定書」が国連総会にて採択された。また, 国際労働機関 (International Labor Organization: ILO) は, 1999 年に「最悪の形態の児童労働の禁止とその即時廃絶に向けた直接措置に関する条約」を採択し, 健康や道徳を損なう恐れのある最悪の形態の労働の即時撤廃を求めた。これらの採択は, 青少年の権利を迫害する問題を浮き彫りにし, 「困難な状況にある青少年」の数の多さを物語っている。現実に近年の児童労働の従事者は, 7,500 万人から 9,000 万人⁽²⁹⁾, 債務児童労働者は 1,500 万人, 性産業従事者は 100 万人, 17 才以下の人身売買の被害者は 120 万人と推定されている⁽³⁰⁾。

図 7 児童労働の悪循環



出典：ACE ホームページ⁽³¹⁾

ユニセフは, 児童労働の主な原因として, ①貧困, ②適切な教育の欠如, ③社会的・文化的伝統の 3 点を指摘しているが, 他に大人に対する憧れや自尊心の表れ, 友人・知人の影響やブローカーといった周囲の大人の存在, また, 一部の青少年へのインタビューからは, 性産業従事の際に性的満足等が得られるなどの意見も少数だが見てとれる⁽³²⁾。児童労働への従事は, 図 7 に示すように家庭や社会, 個人の人間関係等の複数の要因が混合し, また他の要因を産み出す悪循環に陥っている。

児童労働の問題は, 第一に児童や青少年が労働を行うことそのものであるが, 第二に抵抗や意見が困難な状況を利用し, 異常な環境での労働が強制されることである。労働時間は総じて不規則で長く, 種々の手当ではなく低賃金で, 労働の範囲は曖昧であり, 職場の環境は不衛生で身に危険が生じるリスクも高い。子ども自身は, 自らの判断により職を選

び、家族を助ける等の明確な動機を持っている場合も多く、これらの問題に意見をする立場ではないと考える。子ども労働者の中には、自分は家族の生存に責任があるから労働の負担を負うのだという意思を持ち、就労は自分自身で決めたと主張する者もいるが、この背景には、「子どもの労働は社会の伝統である」という地域社会の暗黙の期待が存在する場合が多い。児童労働が青少年にもたらす影響を表6に示した。

表6 児童労働がもたらす影響

- ・身体の発育—全般的な健康、調整機能、体力、視力、聴力
- ・認知能力の発達—識字や算数、通常の暮らしに必要な知識の習得など
- ・情緒の発達—十分な自尊心、家族への愛着、愛や容認の気持ちなど
- ・社会的、道徳的発達—集団への帰属意識、他の人々と協調する能力、善悪を判断する能力など

出典：世界子ども白書 1997

様々な青少年問題を概観してきたが、深刻なケースでは、非行、麻薬、性産業への従事等の問題が複雑に絡み合って、一人の青少年の中に同居している。あるいは、年少の頃から順を追って経験していると、自らを否定的に捉え破滅的な思考に陥る傾向をもたらすため、困難が困難を呼び新たな危険や罪を犯すに至る。児童期からの困難な経験は、強い記憶（時にはトラウマ）として残り、家庭や社会における自らの存在や位置、教育レベルや経済状況等の誘発要因によって非行や犯罪へと至る可能性を上昇させる。

児童期、青少年期に絶望的な困難を経験した人間が、全てを否定的に捉えるのは至極当然であり、彼らを救うためには、社会の中において積極的な役割とパートナーシップが認められなければならない。しかし、非行、麻薬、過酷な労働等を経験した者の数が多く、また政府による正確な把握がなされていない社会ほど社会復帰は困難であり、その困難さえも認識されていないのが現状である。国際社会においても、子どもの教育、成人の雇用問題と目に見えやすく問題の深刻さが把握し易い分野への協力は可能であるが、狭間に存在する「困難な状況にある青少年」への援助は、質量共に未だ不十分であると言わざるを得ない。

この他に児童兵の問題も深刻である。兵士として戦闘行為に参加した経験を持つ青少年に関しては、異なる注意が必要である。17才以下の「児童兵」は、世界に30万人⁽³³⁾と言われており、現在も約50カ国以上において戦闘行為への参加を余儀なくされている。児童兵は、直接的な殺戮を伴う戦闘行為への参加のみでなく、スパイ、伝令、運搬、地雷埋設、兵士の食事や身の回りの世話、性的慰安等の間接的参加を求められる場合もある。児童兵が生まれる背景として、徴兵を受ける子どもや青少年が、①最低限の生活が保障され、飢えや貧困から脱却する、②紛争や暴動等の社会が混乱する状況下で自分や家族の身を守る、③軍服や武器等への憧れ、④国家観や宗教観に基づくイデオロギーの実現等が挙げられる⁽³⁴⁾。近年の東アジアとアジア太平洋地区の6カ国の児童兵（及び経験者）に対する調査では、強制的に徴兵された者は、全体の23%に過ぎず、58%の者が自発的に志願したと

の結果が報告されている⁽³⁵⁾。また、使用者側の青少年徴兵のメリットとしては、①身軽である、②無垢で純真であり、洗脳しやすい、③特有の残忍性を持つ、④服従させやすい等が考えられる。さらに、軽火器等の武器の小型化や軽量化、自動化により操縦や手入れが容易になったことも要因のひとつである。

児童兵として直接的、間接的に戦闘行為に参加した子どもや青少年は、肉体的にも精神的にも後の生活に大きな影響を与える後遺症を受ける。戦闘行為への参加により失われるものは、教育や人間関係の形成を学ぶための時間と機会、子どもしさや他者への愛情とその表現方法等複数であり、また、その後の人生に影響を及ぼす変化として暴力や性的な強制行為等による肉体的障害、家族や友人との離別と深刻な問題も多い。また除隊後にも麻薬やアルコール依存が起き⁽³⁶⁾、他の仕事を見つけることが困難であったり、時には地域社会からの受入拒否が起こることも稀ではない。一度身についた暴力的、権威的な思考は、他者を排除し社会との隔絶を余儀なくさせる。他者イコール敵の構図の中で日常を送った経験から、相互理解や協調の精神を涵養するためのコミュニケーション方法を学んでいないためである。

これらの影響を勘案して、2000年には、「武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書」が採択された⁽³⁷⁾。そもそも「子どもの権利条約」では、子どもを17才以下と定めていたが、徴兵や軍への入隊規制に関しては14才以下と定めていた。本議定書では、この最低基準年齢を引き上げ、17才以下の戦闘行為への参加を禁止したが、自発的入隊に関しては、最低基準年齢は適用されず、本人の意思と親の合意があれば引き続き可能とされている。これらの法的枠組みのみならず、子どもの人権に関する世界規模での啓蒙、各国への国内法の適用の呼びかけ、恩赦の適用、小型・軽火器の密輸規制等、取り組むべき課題は山積みである。自発的入隊を規制できないのであれば、貧困対策を行わなければ根本的解決に繋がらないのも事実である。さらには、除隊後の社会復帰や教育機会の提供、専門的なリハビリテーションやトラウマケアによる憎悪や恐怖の感情の緩和も不可欠である。被害者であると同時に加害者でもある児童兵は、正常な発育発達の機会を奪われており、自らの認識の中でまた社会においても異端な存在である。しかし彼らが社会を担う次の世代の人材であることは間違いない、紛争終了後、あるいは除隊後のケアを怠ると、将来に渡って社会不安や治安の悪化、新たな争いを引き起こす温床と成りかねない。

II 教育協力方法としてのスポーツの特性

青少年が持つ様々な問題の解決のためには、公教育のみならずノンフォーマルの場での教育活動の実施が不可欠である。ノンフォーマルな青少年教育が公共の道徳規範やルールを守る青少年を育成する目的で行われる場合、その目的は、社会の一員としての態度・価値観を形成し、他者との平和的共生へと繋がる人材を育成することである。このような態度や価値観の形成のためには、他者との対話を通じて相互理解を促進すること、すなわちコミュニケーション能力の形成が不可欠である。この際、①1人1人の個人、②個人対個

人, ③個人が属する社会対個人, ④社会対社会, ⑤国家対国家, と様々な「コミュニケーションレベル」が存在する。各レベルにおいて地道な対話を重ね, 他者も自らと同じ人間であるとの認識の深化を促すことが重要となる。

そこで本章では, コミュニケーション能力の向上を目指す方法の一つとしてのスポーツを取り上げ, 前述の①から⑤に列記した各レベルに作用する特性を分析する。異なるレベルへの効用を分類することにより, 特性を活用した具体的な活動内容の検討が可能となる。

1. ルールの遵守, 自己実現 (①1人1人の個人)

スポーツは, 各々に競技成立のためのルールを有している。競技者には, 同一ルールの遵守が求められ, この単純で明快な公共性が, 青少年の教育に寄与する効果を持つと期待される。1986年に米国で青少年の教育を目的に“Midnight Basketball League (MBL)”が設立された。ここでは, 麻薬や凶悪犯罪等の非行の減少を目指して夜間にバスケットボールリーグ戦が実施され, その結果, 市内の青少年による犯罪率が過去5年間と比較して40%減少した。その後, 同種のプロジェクトがプエルトリコやグレナダの約50の市で開催されている⁽³⁸⁾。このような成果が報告されているが, スポーツにより健全な人格が形成可能とは断定しがたい。しかし, スポーツ実施の中でルールを守る「態度」を習得することは可能である。また, スポーツや身体活動は, 不安や落込み, 緊張やストレスを軽減する性質を持つことから⁽³⁹⁾, 青少年の暴力的・衝動的行動を抑制する一助となるとの見方も可能である。

人間は, 飢, 渴, 空気等の有機欲求と他者からの容認, 賞賛による自我欲求, そして役割, 協力などの社会的欲求を有する。本プログラムの参加者は, 非行を繰り返す青少年であったが, 彼らがルールに従って競技に参加する理由は, 自己を統制し, 「能動的な参加」をすることにより自らの存在意義を確認したからである⁽⁴⁰⁾と分析された。すなわち, 自我欲求を満たすこととルールを遵守する健全な態度の育成は表裏一体であると言え, 不安定な社会においてこそ本プログラムの応用が可能である。さらに社会的欲求を満たす効果が得られれば, 次に述べる他者との関わりにおいても一定の作用を与える。すなわち社会的欲求を満たすことにより, 自我欲求も満たされるという二重の効果が期待できるのである。

2. 他者との関わり (②個人対個人)

スポーツの実践は, 他者との対話や協力を促すため, 個と個が対等で対照的な人間関係を結ぶそのための『つなぎ』としての役割を果たす。スポーツ活動の場は, 「ミニチュア化された社会」と喻えることが可能である。ミニチュア化された擬似的社会の中では, 集団競技であれば役割分担やリーダーシップの取り方, 責任感や協調性等を, また, 個人競技であれば, 自立心や忍耐力等が習得可能である。しかし, その必要性が認識されていても教育の中で実用性の高い方法で獲得することは困難である。なぜなら一般的な教室型授業に見られる教師対生徒の人間関係は, 知識習得を目的として最適化された環境であり, 他

者との距離やコミュニケーションを学ぶ実践の場としては機能し難い。すなわち他者との関わりを学ぶためには、教室型授業のみでなく、スポーツの場のような教育の受け手の自主性を必要とする参加型の要素を意図的に配する必要がある。

前述のような様々な困難を抱える子供達にとってコミュニケーションの実践は容易ではない。他者に対する警戒や不信感が無意識下で存在する場合もあり、参加や共同の機会を提供する中で時間をかけて段階的に他者に対する理解を促すしか方法はないのである。その際、声を出し汗を流して楽しむスポーツが、相互のコミュニケーションを取り戻す重要な1つの手段となる可能性がある⁽⁴¹⁾。特に身体接触を伴うスポーツは、他の教育方法には見られない他者との関わりの要素を含んでおり、その教育効果は検討に値する。アイルランドでは、異民族間の子供達にスポーツや音楽、ダンスを通じて相互理解を促すプログラムが実施されており、ここでは身体接触を伴うスポーツを意図的に採用し、その効果に期待が寄せられている⁽⁴²⁾。

3. 社会における帰属意識、文化装置（③個人が属する社会対個人）

人類学者ギアーツは、バリ島の闘鶏の中に見られるゲームの成立要因を次のように分析した。第一に、人々は鶏の戦いと共にお互いの「地位の殺戮」を目指して戦っており、ここにバリの複雑な社会構造が反映されている。第二に、ゲームの盛り上がりにつれて、人びとはバリ人であるとはどのような精神、態度、感情を持つことであるかを実際に体験している。これらは、ゲーム性を持つものの中に現実の社会構造を再現し、自らの社会における帰属意識を確認している例である。

教育の場におけるスポーツの実施は、その特性から複数の他者との距離感、大小に関わらずグループ内での人間関係や帰属の認識に敏感に作用する。また、スポーツに限らず文化的要素を有した教育は同様の効果を持つ。教育と文化を結び付ける際には、各国の事情を鑑みた上で慎重な検討が必要であるが、日本において文化的要素を取り入れた教科である体育、音楽、美術は、教育課程の必修科目とされている。この種の教育の目的の一つに社会構成員に共通する意識、アイデンティティの形成が挙げられる。教育を通じて社会全体に流れる倫理や価値体系、文化的意義を見出すことにより、社会の精神的な統合が促され、帰属意識の形成に繋がる。榎は、「国造りにとって、道路、鉄道、病院などの経済社会インフラも重要には違いないが、地域社会を形成する精神的絆、国を支える国民意識の存在こそが最重要ではなかろうか。そしてこのアイデンティティ形成の根本が文化である」と説明する。次世代を担う青少年が、意欲的に社会の発展過程に参加する動機付けとなる機会を設けること、そのためには、社会統合を促す文化装置として作用する教育内容を熟慮する必要性が高い。

4. 国民意識、国家の統合（④社会対社会、⑤国家対国家）

スポーツは、階級、民族、人種、宗教を異にする人々に、共有できるものを提供することによって、国民統合に寄与する⁽⁴³⁾ため、広域に国家への参加を促す機会均等性を有して

いる。紛争復興期の社会においては、国家への愛着や国民意識の高揚が不可欠な場合が多く、スポーツを通じて良い形でのナショナリズムを発揚することにより社会が活性化し、新生国家としての存在を明確化することが可能となる。特に、国際的なスポーツイベントに対する高揚は、国家統合に多大な意味をもたらす潜在性を含む。

国内統合のみでなく、国際社会に対する独立国家としてのアピールの際にもスポーツが活用されている。2002年に独立した東ティモールにおいては、国際協力事業団とNGOの支援の下、独立記念式典内でスポーツ大会が実施された。ここでは、約2週間に渡り18種目が開催され、国内各地区から参加者を集めると共に、会場は連日多くの観客で埋め尽くされた。独立式典五大行事にスポーツが組み込まれていた事実からも、国民と政府のスポーツに対する意識の高さが明らかである⁽⁴⁴⁾。本大会は、「スポーツが可能な平和国家へ転換した」という国内外へのメッセージを強く含んでおり、国家首脳によるスピーチや公式文書による平和宣言とは別に、国民に対する可視的な平和のアピール方法としてスポーツが活用された。また同国内での他のスポーツ大会の式典においては、国民が共に和解し、国の発展に向かうことができると確信したとの挨拶⁽⁴⁵⁾がなされたことからも、国民意識の形成や国家統合の手段としてのスポーツ活用の可能性が垣間見られた例である。

III 具体的取組みの検証

1. 調査の目的と方法

本調査は、ボスニア・ヘルツェゴビナ（以下、BiH）において、青少年を対象に実施されたスポーツ活動の成果の検証を目的に実施した。青少年のスポーツ関連活動の実態に関する資料を得ることにより、多民族間の青少年交流の場としてのスポーツに関する基礎資料を得ることを目的としている。調査対象は、1992年以降に実施されたスポーツ活動に参加した青少年（8才～24才）の中から層化無作為抽出法により、連邦（Federation）及び、セルビスカ共和国（RS）から計110名とした。調査方法は、聞き取り調査を実施した17団体から地区比率を考えて7団体を抽出（連邦4団体、RS3団体）し、質問紙を用いた留め置き法を用いた。各団体の活動参加者の中から無作為にサンプル抽出し、有効回収数は110（有効回収率80.8%）であった。本研究では、全24の質問項目の中から一部を抜粋して分析する。

2. サンプル属性（n=110）

- ・居住地 連邦55(50%)、RS55(50%)
- ・性別 男子80(72.7%)、女子21(19.1%)、無回答(不明)9(8.2%)
- ・年齢 ～9才 4(3.6%)、10才～13才 39(35.5%)、14才～17才 33(30.0%)、18才～28(25.5%)、無回答(不明)6(5.5%)
- ・民族 スラブ36(32.7%)、ボスニアック51(46.4%)、クロアツ4(3.6%)、BiH4(3.6%)、その他1(0.1%)、無回答(不明)14(12.7%)

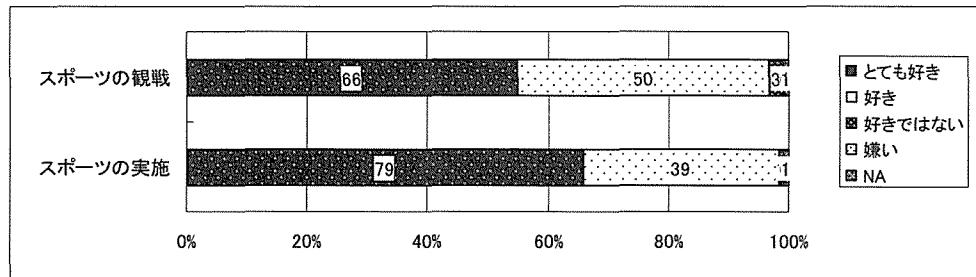
3. 結果分析

1) スポーツに対する意識

(1) スポーツの実施及び観戦

図8が示すように、スポーツを観戦するのが「とても好き」と答えた割合は、55.0%，「とても好き」と「好き」を合わせた肯定的回答は、96.7%に上った。スポーツを実施するのが「とても好き」と答えた割合は65.8%，「とても好き」と「好き」を合わせた肯定的回答では、98.3%に上り極めて高い割合であると言える。

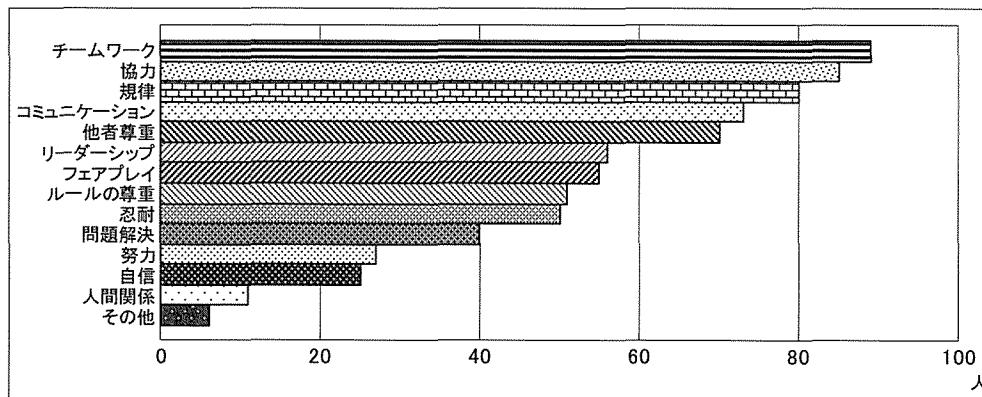
図8 あなたはスポーツをするのが好きですか／スポーツを観戦するのが好きですか



(2) スポーツを通じて学んだこと

図9が示すように、「チームワーク」、「協力」、「規律」、「コミュニケーション」、「他者尊重」が上位を占めた。これらの結果から、活動を通じて他者との距離のとり方や、共同の精神を見につけた参加者が多いことが推測される。「忍耐」や「自信」、「努力」といった個人的な要素を学んだという回答が少ないと見ることにもこの傾向は見られる。

図9 あなたはスポーツ活動の実施を通じて何を学びましたか



(3) 国際大会に対する興味と国のスポーツ力

図10は、同年代の青少年に対して成された比較調査「スポーツと健康に関する調査」の結果と照らし合わせている。国際大会に「とても興味がある」割合は58.3%と中国の32.5%，米国の27.7%，日本の18.4%と比較して高い値である。「とても興味がある」と

「興味がある」を合わせた肯定的回答は91.7%に上り、中国の88.0%をはるかに凌ぐ高い割合となった。一方で、図11が示すように、スポーツの強い国になって欲しいと「強く思う」割合は55.0%と半数強に留まり、中国の92.7%と比較すると差は大きい。しかし、「強く思う」と「思う」を合わせた割合は92.5%であり、興味はとてもあり、できれば強い国になって欲しいというのが多くの意見のようである。

図10 あなたはオリンピックなどの国際大会に興味がありますか

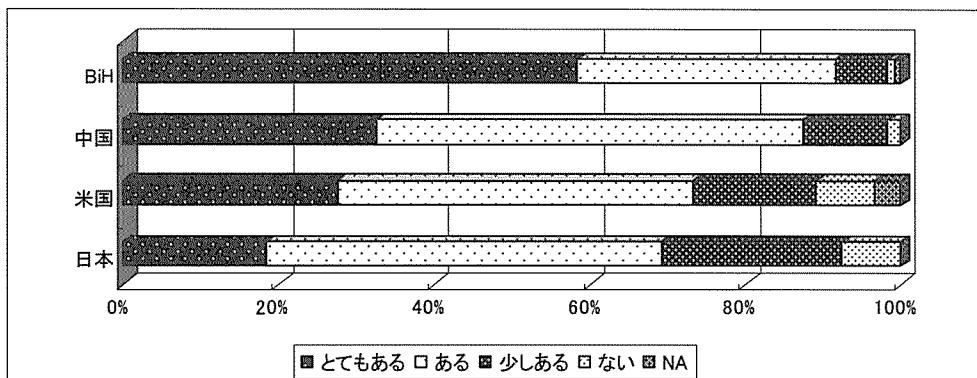
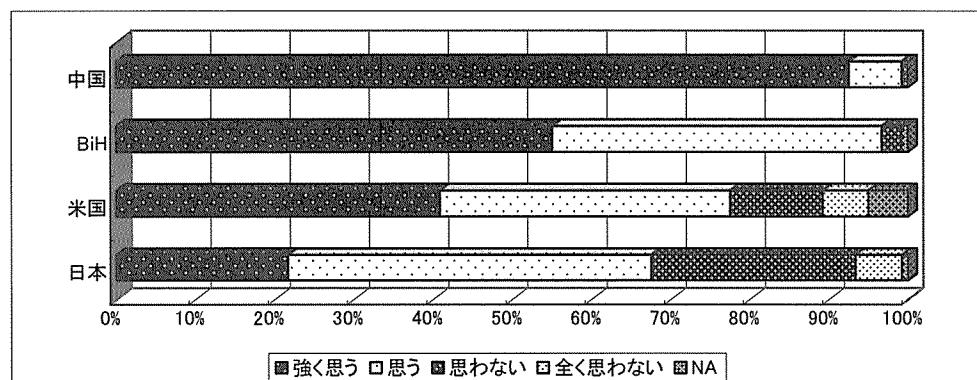


図11 あなたはBiHがスポーツの強い国になって欲しいと思いますか



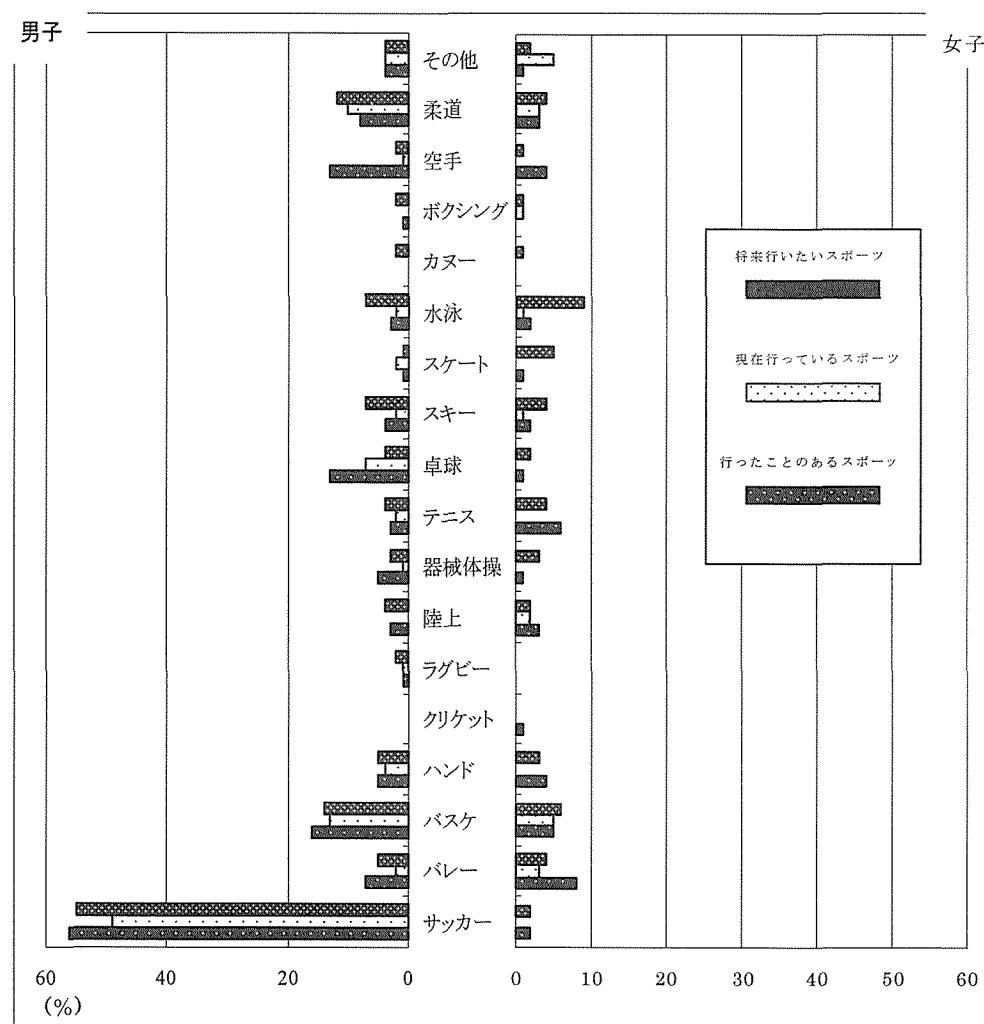
2) スポーツ実施のニーズ

(1) 行ったことのあるスポーツ、現在行っているスポーツ、将来行いたいスポーツ

図12の左部は、男子の結果を示している。男子の約5割が、現在サッカーを行っているなど、過去、将来を含めて圧倒的にサッカーが人気である。現在行っているスポーツでは、サッカーの次にバスケットボール、柔道、卓球と続いている。過去に行っていた人数より、現在行っている人数が増加した種目は、柔道、スケートのみに留まり、他の種目では全員数が減少している。将来行いたいスポーツもサッカー、バスケットボール、柔道の人気が高いが、ほかに水泳、スキー等も高い値を見せた。図12の右部は、女子の結果を示している。男子と比較して、特に現在行っているスポーツの少なさが際立つが、バスケット

ボール、バレーボール、柔道、陸上競技は、女子のみのチームの存在が調査から確認できた。その他の現在行っていると答えた種目に関しては、人数が非常に少數であることからも男子のチームに混ざって練習等を行っている可能性が高い。現在行っているスポーツの回答で多かった「その他」は、自由記述からチェス、エアロビクス、ダンス、テコンドー、ソフトバレーボールであった。将来行いたいスポーツに関しては、水泳の人気が最も高く、バスケットボール、スケートが続く。男女とも将来行ってみたいスポーツとして、水泳、スキー、スケート等のシーズン種目が上がり、BiHの豊かな自然の中で行うスポーツのニーズが高い結果であった。

図12 過去に行ったことのある、現在行っている、将来行いたいスポーツは何ですか



3) スポーツを通じた青少年育成活動に対する意識

(1) スポーツを通じた多民族交流の機会

図13は、スポーツを通じた多民族交流の機会を楽しんでいるかを問うた結果である。「とても楽しんでいる」と「楽しんでいる」との回答が75%を占め、「まあまあ」を含めた肯定的回答は90%に上った。図14は、多民族交流の機会に関する考え方である。「とても良い」と「良い」を合わせた肯定的回答が70%を超える結果となった。

図13 あなたはスポーツを通じた活動への参加を楽しんでいますか

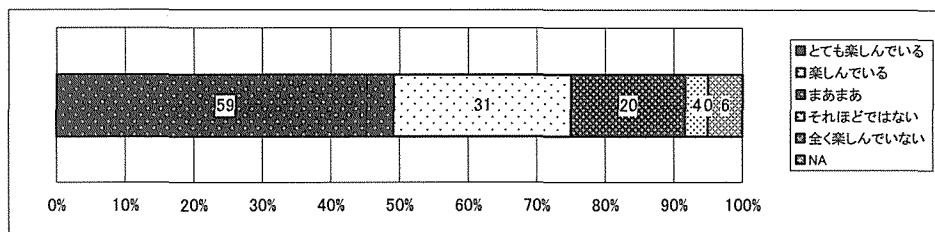


図14 あなたは異なる民族の人々が同じ活動を行うことについてどう思いますか

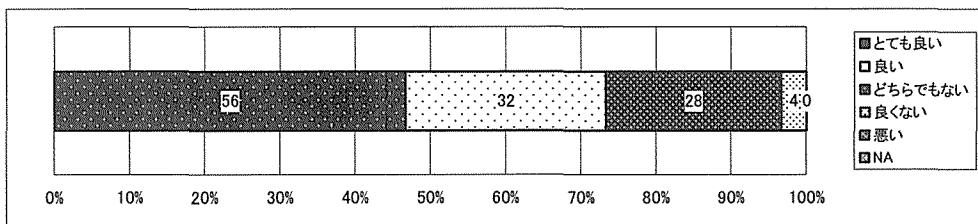
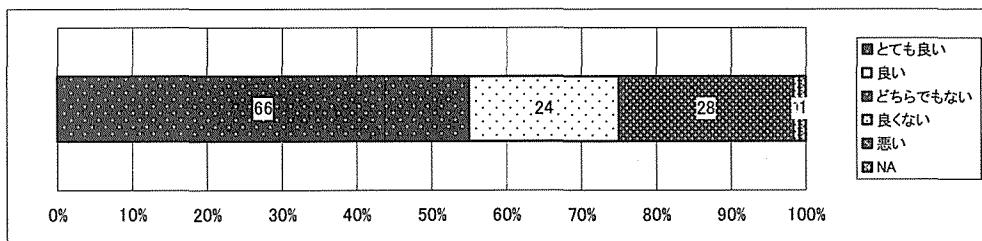


図15は、活動の参加に対する親の印象を問うた結果である。活動に参加する本人以上に「とても良い」と答えた割合が多い一方、「どちらでもない」が23.3%を占めた。「良くない」「悪い」を合わせた否定的回答は1名のみであった。

図15 あなたの親はあなたが活動に参加することについてどう思っていますか



(2) 個人競技と団体競技

図16は、異なる民族の人々とのスポーツ実施の形態に関する回答である。「とても良い」と「良い」の合計は、「チームメイトとして団体競技」で60%を上回り、「チームメイトとして個人競技」でも40%を占めた。したがって、各種のスポーツを異なる民族が「チーム

メイトとして」実施することに意義を見出す傾向にあった。

図 16 あなたは異なる民族の人々と共にスポーツをすることをどのように思いますか

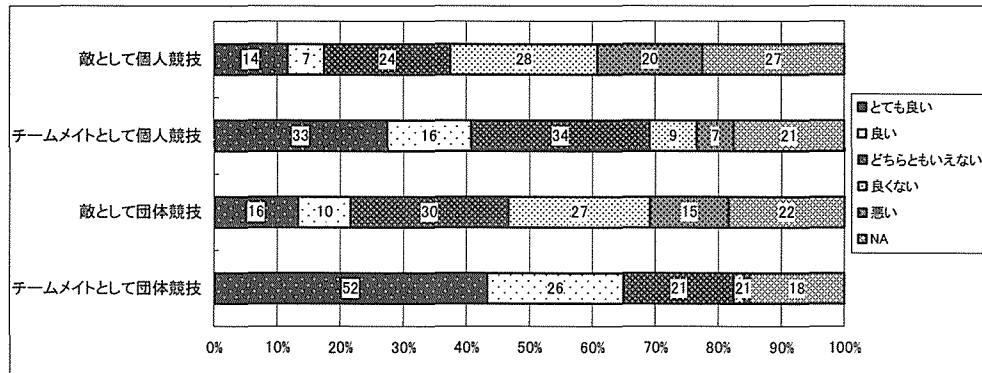
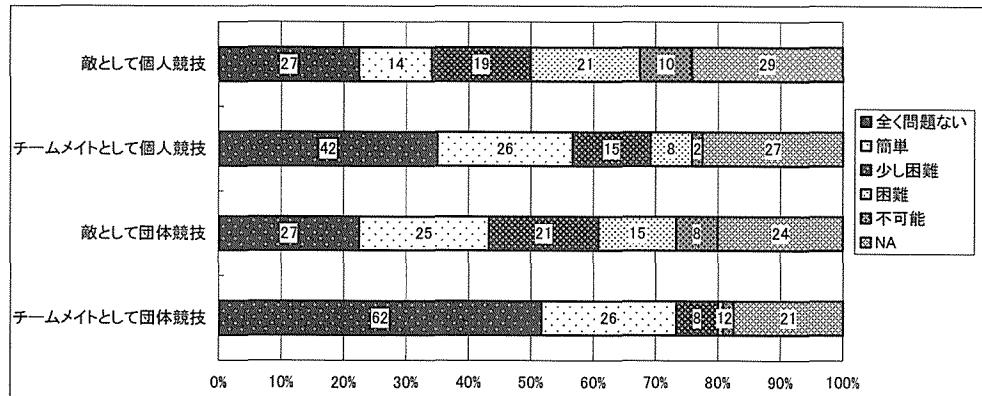


図 17 は、図 16 と同様のスポーツ実施形態の項目について、その難度を聞いたものである。「全く問題ない」「簡単」を合わせた回答は、図 16 の回答と同じく「チームメイトとして団体競技」「チームメイトとして個人競技」「敵として団体競技」「敵として個人競技」の順となった。調査前には、チームメイトとしてスポーツを実施することに難しさがあり、民族ごとのチームで戦うことが好まれるのではないか、との仮説を立てていたが、回答は全く逆となり、敵として戦うよりもチームメイトとして同じチームで戦う方がより取り組みやすいとの結果が浮かび上がった。同時に個人競技よりも団体競技の方が容易であるとの傾向も現れた。図 16 の結果と照らし合わせると、「個人競技」「団体競技」の区別なく、「敵として」スポーツを実施することは可能ではあるが、「チームメイトとして」の実施の方がより好ましく、さらに「個人競技」の実施が可能ではあるが、「団体競技」の方がより好ましいとの結論を得た。この結果から、他民族との交流を積極的に主眼に置く傾向が強くみられ、各団体が定める活動の意義や目的が参加した青少年の間でしっかりと理解されており、活動を通じて高い成果を挙げていると言える。今回調査を実施した複数の団体の

図 17 あなたは異なる民族の人々と共にスポーツをすることを難しいと思いますか



スポーツを通じた取り組みは、「スポーツ」のいい面での特徴を他民族交流の目的において有効に活用し、成功を収めた実例であると言える。

IV 今後の課題と問題点

以上のようにコミュニケーション能力を育成する教育方法としてのスポーツの特性を挙げ、参考となる実例を検証した。しかし、この種の教育協力の実施の際には、様々な問題点に留意する必要性が高い。以下に列記する。

第一に、スポーツの持つ戦いの性質が青少年の攻撃性の助長に繋がる可能性がある。勝利に拘るあまり、不正を好む習性や「幸運を求める」ギャンブル的精神への帰結も考えうる。このような個人レベルの問題が予想される一方、社会や国家の形成過程においても時に危険を孕んでいる。国威発揚や国家統合の起爆剤としてのスポーツは、強力な力を發揮すると同時に、不安定な国家を誤った方向にドライブする危険性も持ち合わせている。この現象をグードマンは、「近代スポーツは、分裂をも誘発しうるし、対立を一層激化させ社会機構を破壊しうるもの」と説明している。

第二に、スポーツの持つ平等性が他者の排除を正当化する危険を持つ。現代の世界基準のスポーツでは、ルールを遵守すればするほど弱者を締め出す相反性を内包している。すなわち、ルールに基づいた競技場や用具の確保、大会の開催や審判法などが必要であり、これらの基準を厳格に求めるほど広範な参加を促すことは不可能となる。また、新たな技術や知識としての近代スポーツを導入することで、ある意味では他文化を強制し、伝統的な固有文化を駆逐する可能性も含んでいる。

第三に、この種の教育方法そのものの妥当性の検討が必要である。時にイベント性を有した教育方法が有効ではあるが、一方で継続的な教育効果について疑問が残る。すなわち、一時の楽しみと共に学んだ内容が日常生活に戻った際にどの程度活用されるか、日常生活と教育内容の間の関連性が問題である。

この様にスポーツが持つ機能や特性を鑑みると、活用法を誤ると効果が期待できないばかりか悪影響を及ぼす可能性も有している。したがって、これらのリスクを十分に理解した上で現場のニーズを正しく把握し、適切で持続可能な方法論を模索しなければならない。

おわりに

以上の検証を踏まえて、青少年教育の方法の一つとしてスポーツを提案したい。非言語コミュニケーション方法としてのスポーツは、そのゲーム性の高さから被教育者に主体的、積極的な参加を促し、自然な形で自己や他者に対する関心を引き出す手段である。青少年教育の主要な課題である他者とのコミュニケーションを推進するには、硬直した人間関係や心理状態を何らかの仕掛けによって融解へと導き、あらゆるレベルにおける対話への導入を促さなければならない。このために、スポーツの持つ公共性や簡便性が力を発揮する可能性を持つ。また、人々の対話の前提としてのトラウマのケア、人間性の回復のた

めには一定の娛樂的要素が必要であるため、スポーツの持つ「楽しみ」の側面が、個々人の精神面の充実に与える効果が期待される。

各国で実施されているこの種の事業に関して、未だ資料が質量ともに十分ではなく、その効果の検証もほとんどなされていない。第Ⅳ章で取り上げた問題点に関する議論を重ねると共に、より効果的な活用方法も考えていかなければならず、イベントやレクリエーション、野外活動等の身体に関連する他の教育方法も検討対象としての可能性を持つ。

国連を中心にこの種の教育協力が増加している事実を斟酌しても、青少年教育の必要性が検討されるべきであり、また、その教育協力方法として、スポーツのみならず、芸術、音楽、演劇等の文化的要素を持つ教育内容に関する更なる事例を検証し、効果を分析する試みが必要である。

＜注釈＞

- (1)「子どもの権利条約」では、子どもを 18 才までと定義しており、すなわち 15 才～18 才までは、子どもであると同時に青少年であると言える。本稿では、少年は 14 才以下、青年は 15 才以上の定義に基づき、Youth を「青年」と「少年」の両方の意味を持つ「青少年」と訳して論を進める。
- (2)国連ホームページ「Youth at the United Nations」<http://www.un.org/esa/socdev/unyin/qanda.htm> 参照。
- (3)国連オンライン記事資料 00/74「歴史的視点－『国際青少年デー（8 月 12 日）』」<http://www.unic.or.jp/> から引用。
- (4)一部の国では、中等教育を Lower Secondary, Upper Secondary と分割しており、この場合の Upper Secondary が日本の高等学校に該当する。
- (5)開発途上国における教育開発の文脈でノンフォーマル教育を捉える場合、その定義には初等教育や基礎教育の意味合いを強く含んでいる。一方、日本におけるノンフォーマル教育とは、純粹に公教育外教育という意味で使用されており、学校教育を補完する意味は、特に注釈が無い限りは含まれていない。
- (6)田川二照「非行」心理学事典、1999 年、pp. 716～717
- (7)日本の少年法では、20 才未満を少年と定めている。
- (8)少年法等による「法的」に対し、「教育的」な非行の捉え方であるといえる。
- (9)菊田幸一「アジアの非行少年」1985 年、参照。
- (10)前掲 (9)、pp. 24-25
- (11)前掲 (9)、p. 97
- (12)芹沢俊介「現代〈子ども〉暴力論」1989 年、p. 19
- (13)石井小夜子「少年犯罪と向きあう」2001 年、p. 147
- (14)法務総合研究所により 2000 年に実施された「児童虐待に関する研究」によるものである。虐待とは、①殴る、蹴るなどの身体的暴力、②意思に反する性的接触や性交などの性的暴力、③一日以上食事を与えられない等のネグレクトの 3 種類に分類される。本調査では取り上げられなかったが、平成 12 年に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」第 2 条により、罵声を浴びせるなどの心理的暴力も虐待と定義されている。
- (15)前掲 12、p. 159
- (16)前掲 12、p. 140
- (17)国連「青少年非行防止のための国連ガイドライン（リヤドガイドライン）」、1990 年
- (18)前掲 13、p. 213
- (19)前掲 12、p. 89
- (20)佐藤郁哉「暴走族のエスノグラフィー」、1984 年、p. 200
- (21)Germany Federal Ministry of the Interior and Federal Ministry of Justice「First periodical report on crime

- and crime control in Germany」,2001年より。
- (22)United Nations 「World Youth Report 2003」, 2003年, p. 192
- (23)UNDCP 「World Drug Report」, 1997年, 参照。
- (24)ここでは, 74種類の薬物及びその塩類, 更にそれらと「同種の濫用のおそれ」「同種の有害作用」があり, 政令で定めるもの, 及びそれらを「含有する物であって, あへん以外のもの」が定められている。
- (25)例えば日本では, 覚せい剤は「覚せい剤取締法」, 「大麻」は「大麻取締法」により禁止されているため, 厳密には薬物ではない。
- (26)前掲 23, p. 2
- (27)前掲 22, p. 158
- (28)1989年の国連総会にて採択され, 2003年時で192カ国・地域が締結している。前文と本文54条からなり, 子どもの生存, 保護, 発達, 参加の権利の保障を定めている。
- (29)1996年のユニセフによる統計。ユニセフは児童労働を17才以下の者全ての労働と捉えているため, この中の青少年(15才~17才)の割合は定かではない。
- (30)ボランティアプラットフォームホームページ <http://volunteer-platform.org/roudou/index.htm> のデータを参考にした。
- (31)有害な労働条件で働く子供たちのサポートを目的とするNGO「Action against Child Exploitation: ACE」ホームページ <http://www.jca.apc.org/ACE/index.html> 参照。
- (32)ILO フィリピンプロジェクトチーム「フィリピンの児童労働と観光産業」p.26
- (33)財団法人日本ユニセフ協会ホームページ <http://www.unicef.or.jp/index.html> 参照。
- (34)UN Cyber School Bus ホームページ「Child Soldier」に関する資料
<http://www.un.org/Pubs/CyberSchoolBus/briefing/soldiers/soldiers.pdf> 参照。
- (35)Emmos.K が 2002年に 6カ国 69名の(元)児童兵に対して実施した調査報告「Adult Wars, Child Soldiers」による。 <http://www.dldis.org/static/DOC10732.htm>
- (36)恐怖心や孤独感を払拭し, 攻撃性を増すためにアルコールや麻薬が提供されることが非常に多いことが, 徐々に明らかになってきており問題視されている。
- (37)議定書の中には, 1999年のILO「最悪の形態の児童労働の禁止とその即時廃絶に向けた直接措置に関する条約」を歓迎すると示されている。他にも1998年のローマ会議で決定された「国際刑事裁判所」(虐殺やレイプなどの紛争に伴う個人の責任を追求:これまででも国際司法裁判所は存在したが, 国家規模の犯罪のみ, 扱うことができる。)の設置や, 1999年の「子どもの権利と福祉に関するアフリカ憲章」の採択なども児童兵に関して定めており, 影響を与えている。
- (38)Gary A Sails, 1999年『Basketball at midnight』「UNESCO The Courier」pp.25~26
- (39)ジンバブエ教育省「Development through Sports」p. 4, CSDP (Common Wealth Sports Development) 担当職員によって作成されたペーパーを参考とした。
- (40)前掲 39 William Oliverによる分析。参加者は, 白人支配の社会における差別や侮蔑への反発として, 規則を無視する態度を示していたという前提。
- (41)藤原健固, 1984年「国際政治とオリンピック」p. 34
- (42)Mary O' Connor『Peace Education in a Divided Society』「Irish Commission for justice and Peace」p. 111
- (43)Janet Lever, 1983年「Soccer Madness」p. 19
- (44)松井完太郎他編, 2002年「武道・スポーツを通じた国際交流におけるマネジメントの研究ースポーツ NGOによる国際協力の可能性-」p. 6
- (45)2001年ワールドカップ開催時に, 日韓PKFが合同で東ティモールサッカー大会を開催した。開会式の中での韓国部隊長の挨拶より抜粋。福島秀夫「東ティモール便り~国造りの現場から」参照。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/minna/minna_4/g_report/report_5.html

＜参考文献＞

- 石井小夜子 [2001] 『少年犯罪と向きあう』, 岩波新書
- 榎泰邦 [2000] 「人はパンのみに生きるにあらず—文化と開発援助の接点を探る」『外交フォーラム4月号』第13巻第4号, 都市出版株式会社
- 青山温子他 [2001] 『開発と健康』, 有斐閣選書
- 井上俊, 亀山佳明 [1999] 『スポーツ文化を学ぶ人のために』, 世界思想社
- 岡田千あき [2002] 「教育協力方法としての身体教育」「開発と環境」, 大阪外国语大学開発・環境講座
- 菊田幸一 [1985] 『アジアの非行少年』, 効草書房
- 佐藤郁哉 [1984] 『暴走族のエスノグラフィー』, 新曜社
- 杉本厚夫 [2001] 『体育教育を学ぶ人のために』, 世界思想社
- 世界銀行 [1999] 『経済開発とエイズ』, 東洋経済新報社
- 芹沢俊介 [1989] 『現代〈子ども〉暴力論』, 大和書房
- 中山正吾 [1990] 『人間の運動と健康』, 不昧堂出版
- 藤原健固 [1984] 『国際政治とオリンピック』, 道和書院
- 松井完太郎, ほか編 [2002] 『武道・スポーツを通じた国際交流におけるマネジメントの研究—スポーツ NGOによる国際協力の可能性—』, 国際武道大学
- ILO フィリピン・プロジェクトチーム編 [2001] 『フィリピンの児童労働と観光産業』, 明石書店
- Allen Guttmann [1999] Modern Sports and cultural imperialism, Columbia University Press
- Clifford Geertz [1987] The Interpretation of Cultures, Basic Books Classics
- Emmos. K [2002] Voices of children involved in armed conflict in the East Asia and Pacific Region, UNICEF
- Gary A.Sailes [1999] Basketball at midnight, UNESCO The Courier
- Germany Federal Ministry of the Interior and Federal Ministry of Justice [2001] First periodical report on crime and crime control in Germany
- Janet Lever [1983] Soccer Madness, University of Chicago Press
- Philippe Liotard [1999] The agony and the ecstasy, UNESCO The Courier
- UN [2003] World Youth Report 2003, UN
- UNESCO [1996] Medium-Term Strategy 1996-2001, UNESCO
- UNESCO [1998] Hope and solidarity through ball games, UNESCO
- UNDP [1997] Facing the challenge, Oxford Press
- UNODCCP [2002] SPORT using sport for drug abuse prevention, UN
- UNODCCP [2003] Global Illicit Drug Trend 2003, UNODCCP
- UNODCCP [1994] Drugs and Development, UNODCCP
- UNODCCP [1995] The Social Impact of Drug Abuse, UNODCCP
- UNODCCP [1998] Economic and Social Consequence of Drug Abuse and Illicit Trafficking, UNODCCP
- UNICEF [2002] Fact sheet: HIV/AIDS and children affected by armed conflict, UNICEF
- Zimbabwe Ministry of Education, Sports and Culture [1999] Development through Sports, Zimbabwe Ministry of Education, Sports and Culture

(2005. 11. 16 受理)